

令和3年度 第8回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和3年11月10日(水) 午後1時30分から午後2時50分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎 3階 会議室302

3 出席委員 (27人)
会長 15番 山脇 優 委員

農業委員

1番	早田博之	委員	2番	高見美幸	委員	3番	船越省吾	委員
5番	吉村年明	委員	6番	藤井由美子	委員	7番	河野正人	委員
8番	福井章人	委員	9番	鐵本達夫	委員	10番	衣笠健一郎	委員
11番	室山恵美	委員	12番	山下賢一	委員	13番	筏津純一	委員
14番	松本幸男	委員	16番	山田有宏	委員	17番	原田明宏	委員
18番	數馬 豊	委員	19番	美田俊一	委員			

農地利用最適化推進委員

西谷美智雄	委員	涌嶋博文	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
山本淑恵	委員	藤原 治	委員	林 修二	委員	小谷義則	委員
鳥飼 巧	委員						

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第44号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第45号 農用地利用集積計画の決定について

議案第46号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議案第47号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について

議案第48号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長	森石 学
主幹	梶本 幸敬
主任	宮本 哲博

続いて議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請でございます。4ページのとおり4件の申請がございます。番号1は〇〇地内における植林でございます。農地区分は小集団の生産力の低い農地で第2種農地に該当します。許可根拠は周辺農地に影響なしでございます。番号2は〇〇地内における駐車場の整備でございます。申請地は都市計画用途地域の工業地域に指定されておりますので、第3種農地に該当し原則許可でございます。番号3は〇〇地内における共同住宅の建築でございます。農地区分は都市計画用途地域の工業地域に指定されておりますので第3種農地で原則許可でございます。番号4は〇〇〇〇〇〇地内における一般住宅の建築でございます。農地区分は小集団の生産力の低い農地で第2種農地に該当します。許可根拠は集落接続でございます。

続いて議案第44号 非農地・非採草放牧地現況証明申請でございます。6ページから7ページのとおり、7件の申請が出ております。いずれも20年以上非農地状態が認められるものでございます。

議案第45号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。10ページから34ページのとおり72件の利用権設定の申し出と35ページのとおり所有権移転が1件ございます。

議案第46号 倉吉農業振興地域整備計画の変更については、41ページのとおり3件農用地からの除外の協議が出ております。

議案第47号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定については、64ページのとおり提案させていただきます。空き家に付随する農地について下限面積を設定するものでございます。

議案第48号 農用地利用配分計画につきましては70ページから72ページのとおり4件の協議がございます。以上でございます。

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 はい、それでは早速議事に入らせていただきます。議案第42号 農地法第3条の規定による許可の申請について委員の皆さんにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(質疑なし)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願い致します。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。それでは議案第42号につきましては全員賛成ということで承認いたします。

議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りいたしますが、本件につきましては本日午前10時00分より、当番委員であります早田委員、小谷委員、藤井代理、森石局長、宮本主任と私の6名で現地の調査に行っておりますので、代表して小谷委員より報告をお願いします。

小谷推進委員 推進委員の小谷でございます。今会長から発表ありました6名にてですね本日現地調査に行っておりまして。その中で3番につきましてはですね若干、

そんなに大きな草ではないんですが少しまあ農地としては見苦しいというように、この3番については草刈りを実施した後で事務局のチェックを受けていただくという結論になりました。1番、2番、4番につきましては全員が問題なしとそういう判断をいたしております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。よろしいですか。

(なしの声)

議 長 ないようですので賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので議案第43号につきましては承認といたします。

議案第44号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして議案第44号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮り致しますが、本件につきましても現地の調査に行っておりますので先程と同様、小谷推進委員の報告を求めます。

小谷推進委員 推進委員の小谷でございます。ナンバー3番から7番につきましてはほとんど同一の地域でございまして、1カ所と言ってもいい感じなんですけれども。1番と3、4、5、6、7この2カ所につきましてはですね、調査の結果問題なしという6名の判断に至っております。あと2番の〇〇の分なんですけれども、ちょっとここは今日現地調査には行っておりません。事務局からの写真等を何枚か参考にしまして問題ないだろうという結論になっております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。先程委員から報告がございましたが、2番につきましては当日車が入らないということで事前に職員が現地に赴いて写真を撮ってきております。皆さんのお手元の一番最後の方に写真が載っているかと思いますが、水田にできるような状態ではございません。イノシシの運動場になっとなるようございまして、そういうことで写真判定をさせていただいたということが現実でございます。以上で報告は終わりましたので、皆さまのご質疑を求めたいと思います。いかがでしょうか。

(なしの声)

議 長 それではないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願い致します。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致します。

議案第45号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きますして議案第45号 農用地利用集積計画の決定についてでございますが、本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。まず最初に10ページ番号1番から13ページの番号11番は、議長である私に係る案件でございますので、議長を藤井職務代理に交代し、私の案件について審議することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 なしということでございますので、議長を交代させていただきます。

(議長 交代)

6 番 それでは、15番 山脇委員の案件について審議いたしますので、山脇委員の退席を求めます。

(山脇委員 退席)

6 番 それでは、山脇委員が退席しましたので10ページ番号1番から13ページの番号11番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 10ページでございます。申請番号1番、〇〇の1筆の田、2,966㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでそのほか13ページの番号11番まで、合計致しまして18筆、36,719㎡の賃借権設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

6 番 只今、山脇委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

6 番 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。只今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

6 番 挙手多数ということで異議なしと認め、この案件につきましては承認と決定いたしました。それでは、山脇委員の入場を求めます。

議 長 只今、西谷委員の案件について説明がございました。ご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたしました。西谷委員の入場を求めます。

(西谷委員 入場・着席)

議 長 西谷委員へ、只今の案件につきましては承認致しましたので報告いたします。続きまして22ページ番号38番は1番 早田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(早田委員 退席)

議 長 それでは早田委員が退席しましたので事務局説明をお願いします。

事務局 22ページ番号38番でございます。〇〇の1筆899㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 それでは只今説明がございました、案件についての皆さまの質疑を求めます。ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、農業委員の方の賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しまして、早田委員の入場を求めます。

(早田委員 入場・着席)

議 長 早田委員へ、只今の案件につきましては承認されましたので報告いたします。続きまして35ページ所有権移転は18番 数馬委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(数馬委員 退席)

鐵本委員。

9 番 9 番 鐵本です。先程ありました 2 3 ページ 4 1 番の〇〇〇〇〇〇〇ですけれども、これ設立は古いけども結局ここでは初めてなんでしょうか。そしたら、大体どういうことをしているのかっていうことが全く今のところ自作、借入、貸付とかはないんで。初めて倉吉でするのか、例えば実績があるのかその辺のことは説明、事務局できますでしょうか。

議 長 それでは事務局詳しく説明してください。

事務局 倉吉では初めてです。他所では実績があるということで認識しております。当初は平成 2 3 年からなんですけれども、改めて農業部門をきちんと登記事項証明に記載して農業を営んでいるということは確認しております。以上でございます。

議 長 よろしいですか。分ったような、分らんような。

9 番 なんとなくぼやっとしたような感じですけども。まあ、今まで他から来られてきちっとしている所もあればなんかあやふやな何してるんかという所もありましたので、十分注意していったらと私は思ったものです。それで、〇〇のほうでするので向こうでしっかりやってこっちにも手を伸ばしてできるのか、そうじゃなしに登記的な話なのか、その辺の事がよく分らなかつたものですから。

事務局 はい、補足ですけども本社は〇〇〇となっております。支店を〇〇の方に構えております。そこは確認させてもらって、改めて営むということで。

1 4 番 〇〇さんのとこか。

事務局 〇〇さんの実家の離れに事務所を構えて。

議 長 改装しとったわ、そういや。どういう関係があるんか。

事務局 〇〇〇〇〇でございます。

議 長 〇さんが〇〇に行っとなつたけど、それをこっちにもってきて〇〇さんの水田を耕作するつちゅうことですか。

事務局 そうですね。

議 長 今、分りました。同じ地区におつても全然分らんな。〇〇のガラス温室のバラをしとんなつたんですけども、全部解体して撤去して自分のハウスのみでバラを作っております、ビニールハウスで。それでなかなか跡取りもないし、ということで多分〇〇か〇〇かどっちかが〇〇だつたと思います。そんなんが、会社がこっちに来てするということでしょう。大体分りました。

9 番 じゃあ、近くの委員のかたもおられるのでよく見てあげたらと思います。

議 長 その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、議案第45号 農用地利用集積計画の決定について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。承認いたします。

議案第46号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議 長 続きまして40ページ議案第46号倉吉農業振興地域整備計画の変更について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案の41ページからでございます。3件の除外の協議を受けております。まず42ページ協議番号3番から説明させていただきます。除外の理由等につきましては、梨園を廃園した後にクヌギを植林するという計画でございます。協議地の概要等は以下に記載のとおりです。関係機関との調整状況は43ページに記載しております。市町村長の考え方につきましては44ページのとおりで、45ページ以降に図面等が続いております。

 続いて49ページの協議番号4番でございます。除外の理由等は、申請人の父が所有する農地に住宅を建築するというものでございます。協議地の概要等は以下に記載のとおりです。関係機関との調整状況は50ページに記載しております。市町村長の考え方は51ページのとおりです。52ページ以降に図面等が続いております。

 続いて56ページの協議番号5でございます。除外後の計画でございますが、申請人が高齢で後継者も農業を継続していくことが困難となるためクヌギを植林するというものでございます。協議地の概要等は以下に記載のとおりでございます。関係機関との調整状況は57ページに記載しております。市町村長の考え方につきましては58ページのとおりで、59ページ以降に図面等が続いております。

 それから41ページに戻りまして、協議内容を農地区分及び許可基準に当てはめると番号3、4、5共に土地改良事業が入っていない農地で農地の広がりもないため、第2種農地に該当すると判断しております。許可根拠は番号3と番号5は周辺農地に影響なし、番号4は集落接続でございます。いずれも農振除外の5要件を満たしておりますし、許可見込み及び転用見込みありで認められる事案と考えております。以上でございます。

議 長 只今、議案第46号について事務局より説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので挙手による採決を求めます。只今の案件につきまして賛成

の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、承認いたします。

議案第47号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について

議長 続きまして、議案第47号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について委員の皆さんにお諮りいたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 議案の64ページからでございますが、今回提案させていただくのは空き地に付随する農地について空き家とセットで売却したいという申請がありましたので、表の下段にあります別表2に太字で追加された農地について面積を設定して良いか審議をしていただくものでございます。

この度空き家バンク登録者から3件の申請がございました。まず65ページですが〇〇〇〇〇の1筆、面積は30㎡でございます。それから66ページは〇〇〇〇〇の2筆で、面積は合計で296㎡でございます。それから67ページは〇〇〇〇〇の3筆、合計で1,043㎡でございます。

64ページに戻っていただきまして、別表2の方にこの3件の農地を追加しておりますが、更に下限面積の方はこれまで1アールで設定しておりましたがこの度1アールを下回る農地の申請がありましたので、最低の0.01アール、1㎡に引き下げて設定したいというものでございます。以上でございます。

議長 冒頭の挨拶のなかでお話しさせていただきましたものでございます。このように倉吉市の空き家バンクに登録いたしますと、ネット等で調べた購入をしたい方が市の方に連絡を取り、現地を見てああこの家だったら買いたいなという希望が出てきたものがここに載っているわけでございます。そうするとたまたまこういう農地が付いたものということで、これを農地の権利を取得する際の面積に当てはめると、ほとんどの方が家も買えないということになってまいります。特に〇〇〇は下限面積が40アールでございますので、40ないと農地が付いた空き家バンクの空き家は買えないということになります。せっかくこうやって空き家対策で市のほうが登録してですね、広くネットで皆さんに知らせておるわけでございまして。せっかく購入者が見つかったのに、農地がネックで買えなかったということが過去にも何例かございます。それで3年くらい前に、全体的に下限面積を下げさせていただきまして〇〇、〇〇では10アールまで下げたんですけど、こういうもっともっと低いところでないと購入ができないということが起きて参りました。やはり冒頭で言いましたように、1人でも2人でも一つでも世帯が増えて、倉吉の人口が増えていくと。で、過疎化が進んでいくいわゆる中山間地のほうでもこうやって人が増えれば活性化が成り立っていくという思いから、私としては0.01でとにかく空き家バンクから家を買ってもらったら農地も耕して頂いて、荒廃農地にならないように家庭菜園でも作って頂ければという思いで、皆さんに今日はこういうことを提案したわけでございます。皆さんの忌憚のない意見を聞かせていただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。はい、鐵本委員。

9 番 9 番 鐵本です。最初の〇〇〇〇〇ってのは前からちょっと話があって、それから最近はもうほぼ話が煮詰まってきたみたいだからってというような事も、地区の人がそういう話をしておりました。こういうようなことで、農地付きですけれども住んでいただける方があれば積極的に賛成したいと思っております。

議 長 はい、ありがとうございます。その他ございませんか。今、鐵本委員が地元のほうでそういう声が挙がっているということで、非常にいいことではないかということですが。はい、松本委員。

1 4 番 1 4 番 松本です。この問題は〇〇に関わらず、私のところの〇〇、〇〇でも〇〇に住んどって家だけあって農地も持っとると。こういうケースっていうのは多々あると思うんですよね、これから。それでこの別表 2 に限定するのか、或いは特例でそういうのを作っておくのか。こういうのがたまたま〇〇で出てくるから別表っていう表現で設けたわけなんですよね。こういう問題って、倉吉市全体から見ても出てくる問題だと思うので、この際しっかり審議していただいて正しく別表のような形を全域で作る方が分かりやすいと。これならこの所だけしか通用しない。

議 長 これは市全体です。たまたま今〇〇〇が出ているので。私が言ってるのは倉吉市全体で空き家を買いたい人が、農地が付いておってもこの場合はゼロでいいのではないかと。〇〇に限定した訳ではないです。たまたま〇〇が 2 つ出ているからそう思われたかもわからんけど、以前も〇〇の方でもありました。

1 4 番 それだったら了解です。賛成です。

議 長 それでは皆さんにお諮り致します。今後こういうことも多々出てくると思いますので、そういう場合には農地が付いておっても下限面積を撤廃して買って頂こうということで。特例ということで農業委員会としてはいきたいということで、皆さんにもう一度承認の採決を取らせていただきます。私が先程申し上げたとおりでよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。それでは今後空き家対策で農地付きが出た場合でも下限面積にこだわらず賛成をして承認をして、購入したい人には買ってもらって農地を耕していただいて、楽しい生活を送っていただくというようなことに農業委員の皆さんも賛成していただいたということでございます。ありがとうございます。

議案第 4 8 号 農用地利用配分計画について

議 長 続きまして、議案第 4 8 号 農用地利用配分計画につきまして説明してください。

事務局 利用配分計画各筆明細につきましては、70 ページの番号 1 番から 72 ペー

ジ番号4番までのとおりでございます。権利設定をする農用地につきましては合計で140,772㎡の田畑でございます。配分計画を受ける者の農業経営の状況等は、73ページから75ページに記載しております。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます

議 長 はい、只今議案第48号について説明がございました。皆さんの質疑を求めます。ありませんか。はい、鐵本委員。

9番 9番 鐵本です。〇〇〇〇〇は〇〇〇の業者ですけれども、今までもあるですか。

議 長 更新だということで。〇〇〇の方にも以前から数年前から入っております、主に枝豆を作っております。その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは農用地利用配分計画について賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。賛成多数でございますので承認と致します。以上で議事は終了といたします。

(6) その他

議 長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧ください。(1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について。宮本主任から。

事務局 別冊の2ページ(1)でございます。こちらは〇〇〇が発注する工事に伴う一時転用で仮設事務所、資材置場等として使用するものでございます。転用時間、届出地につきましては以下に記載のとおりです。以上でございます。

議 長 続きまして(2)あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について。

事務局 あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということで、今回は2件ありました。1番目から説明させていただきたいと思います。

まず3ページ1番は相談者が〇〇〇〇〇さんで、土地は〇〇、〇の畑でございます。相談内容は売買、賃貸借、使用貸借となっております。所有者は亡〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇さんでございます。

続きまして4ページの2番目は〇〇〇〇〇さんで農地の購入を希望されております。新たに作物(玉ねぎ、じゃがいも、人参、かぼちゃ)を作りたい、知識も学びたい、ということです。〇〇の畑987㎡を所有している。これは相続を受けたわけなんですけれども、木々の伐採、抜根作業、ビニール袋を取り除いている作業中ですぐに農地としては使用できないという状況でございます。農地の購入を希望する場所は、〇〇の〇〇〇〇の周りで農地を購入したいとい

うことで具体的に場所も検討していたので、まずは相談者へ連絡をしていただければというふうに思っております。

以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願いたします。

議 長 只今報告がございました。まず、〇〇の〇〇〇さんの件。これは場所が〇〇、〇〇地区でございますので篠津委員、よろしくお願いたします。

13番 はい。

議 長 それからもう1件これは〇〇さん、実は〇〇になつとりますけど住職の奥さんで住所は〇〇でございます、〇〇〇の。〇〇のお寺も兼務で住職をしとられまして、奥さんが〇〇のほうに住所があるということで。元は〇〇の方でございます。田倉委員が一番良く、まあ近所ですので500メートルぐらいしか離れておりませんが。私も良く知ってる人でございまして、改良区には何回か来られて、自分の家の畑がどこにあるかわからんと。3年ぐらい前に兄貴さんが亡くなって自分がなんとかしないというところみたいです。それで果たしてこれを買って全部作りなるかなと私も感じとるんですけど。たまたま改良区に勤務している時に来られて、〇〇〇〇のほうの改良区の畑ですので。よう知つとる人だなと話をしたら分かってきて。それで元々両親が今〇〇〇〇の〇〇になつとるあそこに農地を持っていて、スイカの苗や野菜の苗を作つて販売しとんつたわけです。その時に私が入りしとつたもので、よう知つとる訳ですけども。それでほんとに作んなるかえとは聞かなんだけども、作りたいという意欲はあるようですのであっせん委員を決めて相談にのつてあげたほうがいいじゃないかということで、地元の田倉委員にお願をしたいということでよろしく。

田倉推進委員 推進委員の田倉です。今はちょうど史跡調査で穴を掘つて、一生懸命中をやらせられる状態で、前はこんな木が何十本も生えとつたけどそれは一切刈つてあります。きれいになりました。史跡調査の方が刈られたのか本人が刈られたのかわかりませんが、ここは〇〇〇〇の隣接地で〇〇〇〇を市のほうが購入する際にですね、この方のお父さんはそこはハウスで苗を作つておられたので売らない、ということで売つておられないんですね。その隣の土地自体をその時に売らないと言われたので、周りの人たちも売れなかつたという状況なのでちょっと話を持っていくには複雑かなという気がしておりますが、まあ当たつてみます。

議 長 本人としてはね、近所にある周りの〇〇さんとかああいう畑も借りたいとか言つとんなるみたいだけども。その当時のことを知つとられる地主がおんなつたらなかなか買えんでないかなと思つたりしとります。地主の名前を具体的に挙げとんなつたからね、この畑、あの畑という具合に。

田倉推進委員 知つとられるんですか。

議 長 そう。誰の畑がここになんぼあるか面積を〇〇〇〇の改良区で調べた。だけ〇〇さんの名前もあつた。まあ、話ししてみてください。大変だと思つですけど。

それでは続きまして農地等のあっせん活動の状況について報告をお願いしたいと思います。始めに〇〇〇の件につきまして、田倉委員報告をお願いします。

田倉推進委員 推進委員の田倉です。この〇〇〇〇さんの畑の件ですけれども、上の〇〇につきましては〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの息子さんですけど、こちらのほうが借りたいということでございます。それから〇〇〇のほうにつきましては同じく〇〇〇の〇〇〇〇さんという方が借りたいということなので、今手続きを進めているところでございます。以上です。

議 長 ご苦労さんでございました。ええ具合に成立したようでございます。次に〇〇〇さん、〇〇の。涌嶋委員をお願いします。

涌嶋推進委員 推進委員の涌嶋です。この〇〇の〇〇〇〇さんの申請しておられる農地2件ですけれども、令和元年8月にも長男の〇〇〇〇さんの名前であっせんがありました。今年の7月にその〇〇さんが亡くなられてですね、〇〇さんが相続の関係であっせんを行政書士さんが申請されたというふうに聞いております。本人さんは高齢で介護が必要ということで、今娘さんが〇〇〇〇のほうに住んでおられて、〇〇〇の〇〇さんという娘さんのところに訪ねて行きました。2件とも〇〇の〇〇のすぐ裏の農地の6 1 8 m²は〇〇の近所の方が草刈りをして、もう1件の〇〇の〇〇の1, 3 9 1 m²は2年前はそんなに荒れて草が生えてなかったんですけども、今はセイタカアワダチソウが一面に生えてシルバーさんで草刈りをやっておられます。〇〇と〇〇〇の農業関係者の方に話はしたんですけどもやっぱり見ておられてですね、あがに草の生えとる所はようせんわいと断られて。娘さんの方にお話ししまして、今の現状で農地に返すって言っても相当の金額がいるようですし、農地以外で転用されることも考えたらどうですかということでお話しをして帰ったということです。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、〇〇〇〇〇さん。早田委員お願い致します。

1 番 ブドウの栽培を〇〇〇〇で行いたいということでございまして、希望としては面積がある程度のものがいいんだけどということでございました。適地が〇〇地内にございまして、相談者、所有者と了解され今手続きを行っているところです。以上です。

議 長 はい、大変ありがとうございます。それではあっせん等につきましての報告を終わりにして、その他の項で令和4年度県外視察研修提案書の提出について、梶本主幹。がんばる地域プラン事業における農地継承の取り組みについて、農林課。それではよろしくをお願いします。

事務局 令和4年度の県外視察研修提案書の提出ということで受け付けておりますので、帰りに後ろで渡すなり梶本まで提出していただければと思いますのでよろしくをお願いします。

農林課 資料の6ページをご覧ください。7月の農業委員会でも課長の立光から説明をさせていただきましたけれども、今年度から倉吉西瓜産地強化・加速化プラ

ンというのを作成しております、令和7年に春作の販売額を12億円というのを目指して取り組みを行っております。今年度は産地PR動画を作成したり灌水設備の整備として畑かんの立ち上げを14カ所、井戸を2カ所整備中です。現在は耕作放棄地となっている圃場の再生に向けた話し合い等を現在行っております。その中で本日は優良農地の継承について倉吉西瓜生産部会の新たな取り組みを倉吉西瓜生産部会の三船副部長と倉吉農業改良普及所の前田副主幹からご紹介いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

倉吉西瓜生産部副部長 倉吉西瓜生産部副部長の三船と申します。本日は貴重な会議の時間を割いていただきまして誠にありがとうございます。農業委員会の皆さんの活動の一環を傍聴することができまして大変勉強になりました。倉吉の西瓜の振興についてですね、日頃から皆さまのご理解とご協力を頂いている事生産部会を代表して改めて御礼申し上げます。

今、農林課の三浦さんから説明がありましたけれども令和3年よりですね倉吉西瓜産地強化・加速化プランと銘打ちまして、5カ年計画で倉吉のスイカを最盛期平成7年に16億円あった売り上げに一生懸命皆で戻していこうじゃないかという運動が4年前に発足致しまして、それが更に進化して本年度こういう事業にバトンタッチしたわけでありましてけれども。このプランの要点といいますのは、早い話が新規の就農者をどんどん呼び込もうじゃないかと。そしてもう一つは、その新規の就農者を呼び込む時に良い農地をすぐにあっせんできる仕組みを作ろうじゃないかというこの2本柱で進んでいくプランです。

それで、実を言いますと私自身が8年前に東京からUターンで脱サラ就農しました。当初担い手育成機構さんのプログラムに参加しまして、新規就農者の気持ちが良い分かるでないかということ、当時の部会長の長田さんからあなたが農地の担当でやっていってくれないかということ、4年間取り組んできたわけですが、自分自身が農地を集積拡大する時にやはりぶち当たった壁が、良い農地を手に入れるためのアクセスする部分が非常に限られているということでした。ここに手を付けないで新規就農者、鶏と卵とどっちが先だいということになってしまいうんですけれども、農地がないのに人を呼べないということですね。現在、倉吉でやはり新旧の交代が起こっております。どんどんベテランの農家さんがもうよう作らんわいということで辞められていられる、その優良農地をスムーズにバトンタッチ、承継していく仕組みを作ろうじゃないかということで今年取り組みまして。来年度からやっていこうと思いが農地情報というものをですね、全ての生産者さんから募りまして例えば農地を売りたいとか貸したいとかいう希望があればですね、簡単なシートなんですけれどもこれを出していただいて、これを常時閲覧できるような状態、中央営農センターを今考えておりますけれども、そういう所に置ましてどっか農地ないかいな、或いはあそこなんか使っておられるようだけどうなのかな、という希望者が常にアクセスできるようなそういう仕組みを作ろうということですね、来年度に向けて今動いているところです。この仕組みを作るにあたって農業委員さん達にもこれからもご協力を頂かなければならないということで、本日時間をいただきましてこうしてご挨拶に伺わせて頂いた次第です。どうぞ今後ともご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

倉吉農業改良普及所副主幹 倉吉農業改良普及所でスイカと野菜を担当しています前田と申します。よろしくお願ひします。普及員として現地で活動する中ではやはり農地の話、作りたいけどどこか農地ないかですとか、新規就農の希望の方の話の聞くとやはりどこか作れる所はありますかというのが一番で、皆さん不安になっているのをすごく感じます。今日はその農地の話がこのように毎月協議されているんだなというのを見せていただきとても勉強になりました。ありがとうございました。

今ご説明ありましたとおり、倉吉の西瓜プランでこのように動いております。農地のことだけではなくていろんな後作も含めて、倉吉のスイカを活性化していこうということでこのようなプランを進めているわけですがけれども、一番裏面にはですね農地について農地の継承、耕作放棄の解消ということで進めていこうということで、いろんな関係機関で連携してやっていきたいと思いますということもプランの中で倉吉市さんが掲げられているところであります。

今回は農地情報の共有ということで部会独自の取り組みで役員さんが考えられています。普及所も含めて農林局でできることを一緒に頑張っていきたいなというところですがけれども、待っているだけではなかなか情報は来ないということもありますので、農業委員会の皆さんとも連携しながら部会独自の取り組みも合せてですね、積極的に情報も集めて行きながら農地がなくて不安に思っている人だったりとか、これから入ってくるであろう人たちのために農地を確保して一緒に動いていけたらいいなと思っています。今日はありがとうございました。

議長

はい、ありがとうございました。今お二方の話を聞きまして、農業委員会としても結構あっせんが出てきます。そしてまた一言言っておいてもらいたいのですね、倉吉市の農業委員会独自で遊休農地の解消対策事業で荒廃農地等を例えば再生して元の農地に返す場合は補助金を出るようにしておりますので、もしそういうのがあればどんどん補助金を利用して頂いて、農地を借りて申請していただければ1万円から3万円、1反あたりで。ましてもしも3万円以上掛からないとこれは農地として復元できんというところがあれば、またそれに乗せして予算があれば助成金として出していきたいなというふうに思いますので、新規就農者担い手の方がもしも農地を拡大したいということがあればどんどん農業委員会事務局、地元の農業委員さんにも声を掛けていただいて農地の復元等をさせていただいて、どんどんと新規就農者なりスイカを作る農家の担い手を育成していただければいいと思いますので、よろしくこちらのほうもおねがいます。お互いが連携しあっていければいいと思いますのでよろしく。

皆さんの方からございませんか。

(なしの声)

議長

ないようでしたら山本委員の方から一つあるようですのでお願いします。

山本推進委員

推進委員の山本です。今スイカのほう頑張っておられますけれども。そういうスイカが作れる農地より小さい遊休農地を荒れさせないように考えまして、何か作るものはないかということで農高さんのパパイヤ栽培に参加させて頂いております。研修会ですね。皆さんのところも成った方も成らなかった方もお

られると思います。苗を買って頂いた方にはレシピをお配りしておりますけれども、欲しい方は帰りにここにありますので持って帰って下さい。

10月の25日に新聞にも出てましたが、パパイヤの栽培の所ですね次の日に収穫祭をするっていう畑を琴浦町の〇〇さんと一緒に見に行かせていただきました。ああいう寒い気温が上がりらんような土地でもいっぱい大きくされておまして、あそこの研究会はすごく勉強されておりました。それから10月の27日は農高の生徒さんが〇〇の〇〇さんの圃場で今年は勉強会をされました。農高さんの畑は大風と連作障害で出来が悪くて、圃場ではできなかったの〇〇さんのほうでさせてくれましたですけど。〇〇さんも小さいはで木をたくさんいろいろ植え替えておられて、とても立派な物を作っておられました。状況次第では作れるなあというようなことを思いました。それから10月の31日は未来中心で鳥取パパイヤ祭りフェスティバルというのが開かれました。農高さんのパパイヤはとっても良く売れましたが、私達の出したものは少し売れが悪かったかなと思いますけれども。ああいう催しが、コロナが終息してできていったらいいなと思っております。11月の21日もお台場道の駅でパパイヤフェスティバルが開かれますので、それにも出品したいという方がおられますので持って行きたいと思っております。

状況としてはそういうことなんですけれども、皆さんも作ってみられて今年は珍しいけ作ってみたという方のほうが多いと思っておりますけど、これを遊休農地に植えていって果たして採算がとれるかどうか、これからやっていけないんですけれども。良く成る種類の苗っていうのは種屋さんがもう種を出さんのですよね。苗でないといけんで、苗が結構高価なんですよね。これはまだ試験の段階で考えていけないことだなと思っております。作ってみられて来年ももう1回ぐらいは挑戦してみたいと思われる方に対してですけれども、パパイヤは基本的に日光が必要です。日当たりのいいところに植えていただいて、それから水はけもいいところに植えていただいてでも水をしっかりやっていただくそういう条件があるようです。それから風に弱いっていうことも判明しました。肥料も元肥をどかんとやるのではなく、水をやりながら肥料も少しずつやっていくというようなことがポイントになると思っております。今年取り組まれなかった方ももし来年ちょっとしてみたいという方がおられたら、また一緒に取り組んでいきましょう。また農高の栽培結果が発表されますのでそれを受けてまた報告したいと思っております。以上です。

議長 はい、どうもありがとうございました。ご苦労さんでございました。その他皆さんのほうから何かありますか。

(なしの声)

議長 ないようですので、本日の農業委員会会議はこれを持ちまして閉会といたします。

— 午後2時50分 閉会 —